

こんなときは届け出を

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出には、年金手帳の他にもご用意いただくものがあります。手続きをされる時は、事前に届出先にご確認ください。

こんなとき	どうする	届出先
国民年金に入る・やめる		
20歳になったとき	国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者→健康推進課国保年金班 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職した	国民年金の加入手続きをする (被扶養配偶者も同様)	健康推進課国保年金班
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き	健康推進課国保年金班
保険料を納める		
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫
保険料を納めるのが困難なとき	全額、多段階免除、納付猶予(30歳未満)の申請をする	健康推進課国保年金班
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	健康推進課国保年金班

知って得する

老齢基礎年金増額のポイント

1. 60歳から任意加入で増やす。

国民年金は、20歳から60歳までの40年間(480月)加入・納付すれば、65歳から老齢基礎年金の満額(年間792,100円)を受け取ることができます。うっかり加入・納付を忘れて40年(480月)に満たない方は、60歳から65歳になるまでの5年間国民年金に任意加入することで老齢基礎年金の受け取り額を満額に近づけることができます。

2. 月々プラス400円の付加年金で増やす。

国民年金1号保険者の方に限り、月々の定額保険料(14,660円)に付加保険料(400円)をプラスして納めることで、老齢基礎年金に上乘せされた年金を生涯受け取ることができます。

付加年金(年間受け取り額)の計算式 **200円 × 付加年金保険料納付月数**

(例) 付加保険料を5年間納めた場合

支払い額 400円 × 5年(60月) = 24,000円



受給額 200円 × 5年(60月) = 12,000円(年額)

2年間受給すると、支払った保険料と同額を受け取れるため、大変お得です